

第3期市役所エコプラン

－水戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－

平成26年3月

水戸市

目 次

1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景・目的	
2 計画の位置付け	
3 期間及び基準年度	
4 計画の範囲	
5 対象とする温室効果ガス	
2章 第2期計画の目標達成状況	4
1 計画の概要	
2 目標達成状況	
3 目標年度における温室効果ガスの排出状況	
3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標及び具体的取組	7
1 基準年の温室効果ガスの排出状況	
2 温室効果ガス削減目標	
3 温室効果ガス削減のための取組内容	
(1) 庁舎・施設	
(2) 公用車等	
(3) ごみ処理	
(4) し尿処理	
(5) 下水道	
(6) 水道	
4章 計画の推進体制等	13
1 推進体制	
2 取組状況の点検・評価	
3 計画の公表	
4 職員に対する研修等	
(参考) 用語解説	15

1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

地球温暖化は、人の生活や事業活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中で増加することにより、地表や大気、海面の平均温度が長期的に上昇する現象であり、気候の変動により自然生態系及び人類への悪影響が予測されている。この地球規模の環境問題に対して、国際的には、温室効果ガスの削減目標について定められた京都議定書の第一約束期間が終了した後、新たな温室効果ガス削減の枠組みづくりが進められている。

国内では、京都議定書の公約達成に向けた取組として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、京都議定書の目標である6%削減に向けた取組が行われてきたが、2008(平成20)年7月には、「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減する長期目標が定められた。翌年の2009(平成21)年には、2020(平成32)年までに温室効果ガスを1990(平成2)年比で25%削減することが目標として示されたが、その後見直され、2013(平成25)年11月には原発の稼働ゼロを前提に2020(平成32)年度までの温室効果ガスの排出量を2005(平成17)年度比で3.8%削減するという目標を掲げている。

水戸市においては、温対法に基づき、「水戸市地球温暖化対策実行計画（市役所エコプラン）」を2001(平成13)年に策定、2007(平成19)年には第2期計画への改訂を行い、市内の一事業者として率先して温暖化対策の取組を進めてきた。

本計画は、これらの後継計画として、温対法第20条の3の規定に基づき、市役所の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むために、第3期の計画として策定するものである。また、併せて本市全体における温室効果ガスの排出量を削減するために、同法に基づき策定した「水戸市地球温暖化対策実行計画（みと安心未来への^{コッ}CO₂プラン）（以下「^{コッ}CO₂プラン」という。）」と一体になって、市民・事業者・行政等が連携し、温暖化対策を推進していく。

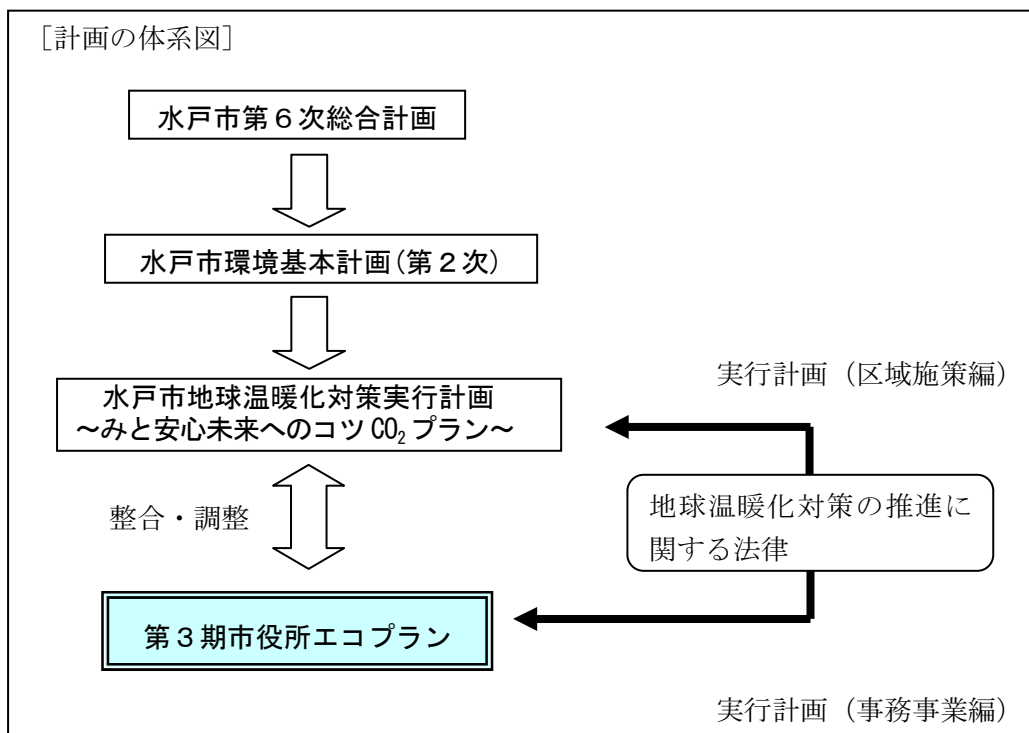
今回の計画期間中は、2011(平成23)年に発生した震災の影響によりプレハブの臨時庁舎を使用するなどの制約はあるものの、本市の事務・事業に関して、取り組むべき事項を整理し、実践することで地球温暖化対策の推進を図るものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法第 20 条の 3 に基づき都道府県及び市町村が定めることとされている地方公共団体実行計画の事務事業編として策定するもので、第 2 期水戸市地球温暖化対策実行計画（市役所エコプラン）の後継計画である。

また、「水戸市環境基本計画(第 2 次)」や、「^{コッ}CO₂プラン」との整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に向けた具体的な対策を盛り込むこととする。

なお、計画の名称については、市域全体を対象とした同名の計画との混同を避けるため、第 3 期市役所エコプランと称する。



3 期間及び基準年度

2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度の 5 年間とする。また、基準年度については、東日本大震災後、臨時庁舎等の体制が概ね整った 2012(平成 24)年度とする。

4 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務・事業とする。

なお、前計画においては除いていた指定管理者制度等の外部への委託等により実施する事務・事業についても、本計画では対象とする。

5 対象とする温室効果ガス

温対法第2条において、温室効果ガスとは、二酸化炭素 (CO₂)・メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・ハイドロフルオロカーボン (HFC)・パーフルオロカーボン (PFC)・六ふっ化硫黄 (SF₆)の6物質のことで定められており、本計画においてもこれら6物質を対象とする。

ただし、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については、本市の事務・事業からの排出が見込まれていない。

表1 温室効果ガスとその主な排出源

種別	地球温暖化係数(※)	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	電気の使用, 一般廃棄物の焼却, 燃料の使用
メタン (CH ₄)	21	下水処理, 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	一般廃棄物の焼却, 下水処理, 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300	自動車用エアコンディショナーの使用
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500	アルミニウムの生産, 冷蔵庫等の製造
六ふっ化硫黄	23,900	絶縁ガスとして封入された電機機械器具等の使用

※ 地球温暖化係数とは…個々の温室効果ガスの地球温暖化効果を、二酸化炭素を1として表したものの。

2章 第2期計画の目標達成状況

1 計画の概要

計画期間：2007(平成19)年度から2011(平成23)年度（5年間）

基準年度：2005(平成17)年度

対象範囲：本市の事務・事業全てを対象とする。

（但し、外部に委託して実施するものは除く。）

対象ガス：二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン，
パーフルオロカーボン，六ふっ化硫黄

削減目標：基準年度の温室効果ガス総排出量と比較して10%削減

2 目標達成状況

2011(平成23)年度における水戸市の事務・事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は68,791t-CO₂であり、基準年度における総排出量75,827t-CO₂と比べて9.3%の減少となって目標であった10%の削減にはわずかに至らなかった。

表2 第2期計画期間中の排出量の推移

(単位：t-CO₂)

項目	基準年度 排出量 H17年度	各年度別排出量の推移						H17年度 比削減 目標(%) [目標値]	H23 年度 削減 実績 (%)	達成 状況
		H18	H19	H20	H21	H22	H23			
事務部門	16,145	15,535	15,407	15,414	15,185	16,110	14,011	△0.3	△13.2	達成
庁舎等	15,518	14,896	14,753	14,776	14,534	15,334	13,345	維持	△14.0	達成
公用車等	628	638	653	638	651	777	666	△5.0	6.2	未達成
事業部門	59,682	57,661	56,771	53,353	52,087	51,440	54,779	△13.0	△8.2	未達成
ごみ処理	38,264	36,143	35,363	32,688	32,245	31,648	35,290	△17.0	△7.8	未達成
し尿処理	2,022	1,880	1,756	1,727	1,644	1,462	1,287	△23.0	△36.3	達成
下水道	7,918	8,210	8,035	7,860	7,279	7,335	7,096	—	△10.4	未達成
※処理量1m ³ 当たり排出量	0.337	0.332	0.350	0.342	0.347	0.340	0.324	△10.0	△4.1	未達成
水道	11,478	11,428	11,616	11,078	10,919	10,995	11,106	維持	△3.2	達成
計	75,827	73,195	72,178	68,767	67,272	67,550	68,791	△10.0 [68,244]	△9.3	未達成

※1 温室効果ガス排出量の算出に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成22年3月改正)」に定める排出係数を用いた。

※2 基準年度における排出量についても、比較のために上記と同じ排出係数を用いて修正した。

※3 数値の端数については四捨五入で処理したため、内訳の和と合計値が一致していない場合がある。

※4 項目の「庁舎等」には、東日本大震災後の臨時庁舎を含む。

2011(平成23)年度までの温室効果ガスの排出状況の推移は(表2)のとおりである。2011(平成23)年度の部門ごとの排出量の円グラフ(図1)を見ると、80%近くが事業部門からの排出であり、ごみ処理事業が全体の50%以上を占めている。

計画期間中の主な排出削減要因としては、し尿処理施設における脱臭方式の変更や空調設備の更新などによって事業部門における施設の燃料使用量が減少したことや、学校施設等への太陽光発電システムの設置が挙げられるとともに、ごみの排出抑制や、節水の取組による浄水・下水量の減少など、市民の努力による効果も大きいと考えられる。

なお、2011(平成23)年度の排出量については、東日本大震災で施設が一時閉鎖となったことから電気使用量が減少したものの、ごみ処理施設のタービン発電機が故障し、発電量が大幅に低下するなど、震災の影響を受ける結果となっている。

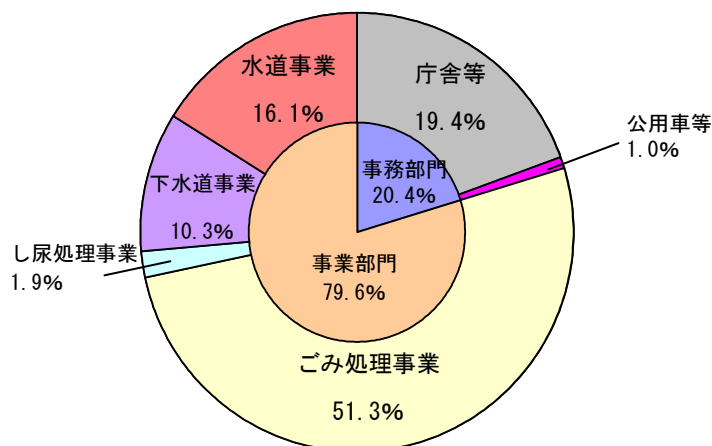


図1 温室効果ガス総排出量の内訳(H23年度)

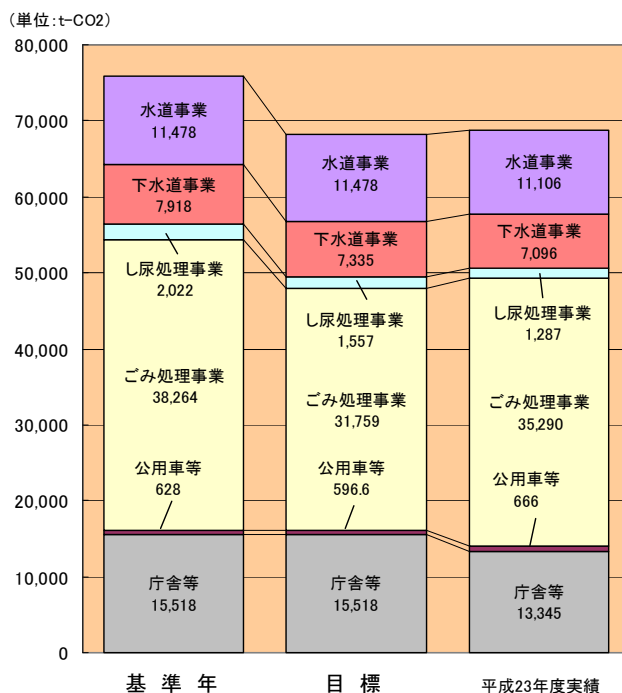


図2 事務・事業別総排出量の比較

3 目標年度における温室効果ガスの排出状況

温室効果ガス総排出量の、原因別の内訳は次頁(図3)に示したとおりである。

温室効果ガスの排出原因において、エネルギー起源とは燃料の燃焼で発生・排出されるもので、これには電気をつくるために発電所で使用される燃料も含まれる。また、非エネルギー起源とは、廃棄物の焼却や汚水の浄化処理等に伴って発生・排出されるものや工業プロセスの化学反応で発生・排出されるものというように大別される。

本市の事務・事業からの温室効果ガスの排出量は、エネルギー起源が51.5%で35,418 t-CO₂、非

エネルギー起源が48.5%で33,373 t-CO₂と約半分ずつであったが、若干エネルギー起源からの排出が上回った。

さらに見ると、もっとも大きいのが一般廃棄物を焼却した際に発生するプラスチックごみからの二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素といった温室効果ガスである。それらは、合計で31,566 t-CO₂と全体の45.9%を占める。その次に市の様々な施設における電気使用による二酸化炭素で、30,960 t-CO₂と全体の45.0%であることから、これらの2つの原因を合算すると、9割以上となっている。

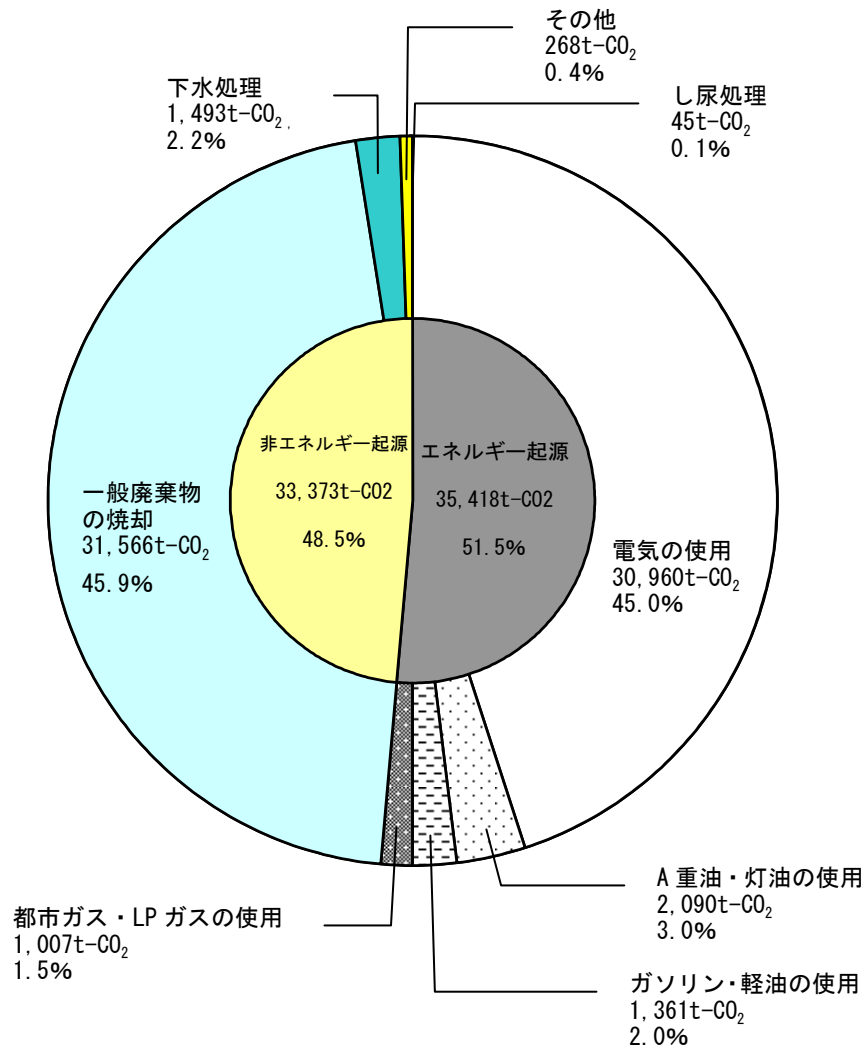


図3 温室効果ガス原因別排出量(H23年度)

3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標及び具体的取組

1 基準年の温室効果ガスの排出状況

基準年度とする2012(平成24)年度の温室効果ガス総排出量は63,410t-CO₂で、温室効果ガスの種別で見ると二酸化炭素(CO₂)が59,918t-CO₂、一酸化二窒素(N₂O)が2,824t-CO₂、メタン(CH₄)が660t-CO₂となっている(図4)。このため、本計画では本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量の約95%を占める二酸化炭素を中心として対策を進める。

(表3)に示すように、温室効果ガスの排出要因については、主なものとして電気の使用によるものと、廃棄物の焼却に伴い生じるものが挙げられる。

電気及びA重油などの燃料は、主に庁舎・施設において使用する分が大部分を占めていることから、主として電気・燃料の使用削減に向けた対策を講じる必要がある。廃棄物の焼却に伴う排出量については、より一層のごみの減量化・資源化を推進していく。

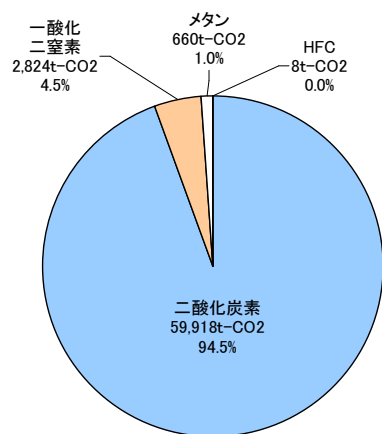


図4 基準年度における温室効果ガスの種類別排出量

表3 2012(平成24)年度温室効果ガス原因別排出量

発生原因	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電気の使用	25,248	39.8
一般廃棄物の焼却	30,140	47.5
A重油・灯油の使用	2,685	4.2
都市ガス・LPガスの使用	1,772	2.8
ガソリン・軽油の使用	1,677	2.6
下水処理	1,427	2.3
し尿処理	43	0.1
その他	418	0.7
計	63,410	100.0

2 温室効果ガス削減目標

水戸市では、2012(平成 24)年 3 月に^{コッ}CO₂ プランを策定した。同計画では、市域全体の二酸化炭素排出量を 2020(平成 32)年度までに 1990(平成 2)年度比で 15%削減することを目標に掲げている。東日本大震災以降、分散した臨時庁舎で業務を実施するなど、電気・燃料といったエネルギー使用の効率化を図る上では厳しい環境にあるが、水戸市役所も市内の一事業所として、地球温暖化対策に取り組む必要がある。

^{コッ}CO₂ プランの削減目標の達成と、2008(平成 20)年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」において、水戸市はエネルギー消費原単位を**年平均 1%以上低減**させることが求められていることから、本計画期間の 5 年間で温室効果ガスの総排出量の削減目標を**基準年度である 2012(平成 24)年度よりも 5%削減**することを目標とする。

2018(平成30)年度に2012(平成24)年度比で5%削減

表 4 温室効果ガス部門別排出状況

項目	平成 24 年度 (基準年度) 排出量(t-CO ₂)	排出量の割合 (%)	平成 30 年度 (目標年度) 排出量(t-CO ₂)
事務部門	17,211	27.1	水戸市全体で 5%削減
庁舎・施設	15,499	24.4	
公用車等	1,712	2.7	
事業部門	46,199	72.9	
ごみ処理	31,844	50.2	
し尿処理	1,056	1.7	
下水道	5,529	8.7	
水道	7,770	12.3	
計	63,410	100.0	

3 温室効果ガス削減のための取組内容

前述の削減目標の達成のために、それぞれの部門において次のとおり取り組むこととする。

(1) 庁舎・施設

【基本方針】

庁舎・施設のうち、臨時庁舎等における温室効果ガスの排出は、大部分が電気・燃料の使用によるものであり、これらの削減を主体とした取組とする。

市民センター、図書館、学校などの施設においても、庁舎と同様に電気・燃料の使用によるものが大部分であるため、可能な範囲でその削減に取り組む。なお、今回新たに対象とする外部への委託等により実施する事務・事業についても、同様の取組を行うものとする。

また、施設の整備に際しての環境配慮、創エネの推進、グリーン購入及び省資源化の推進等に取り組むものとする。

【具体的な取組内容】

項目	内容
施設・備品等の省エネ	<ul style="list-style-type: none">・使用していない電化製品の電源を切る。・無人の部屋の照明は、消灯を徹底する。・昼休みや残業時には不必要な照明を消灯する。・エレベーターの使用を控え、階段を利用する。・計画的に事務・事業を執行し、ノー残業デーを励行する。
温度の管理による省エネ	<ul style="list-style-type: none">・冷房を使用する際には、ブラインドの利用等により効率化を図るとともに、室温を28℃に設定する。・暖房は業務終了の15分前までとし、余熱を有効利用するとともに室温を20℃に設定する。・冷暖房機器のメンテナンスを適正に実施し、冷暖房効率を維持する。・暑さや寒さをしのぎやすい服装(クールビズ、ウォームビズ)を心がける。
施設整備における創エネの推進及び備品購入時の環境配慮	<ul style="list-style-type: none">・計画期間中に新規建設・更新する施設については、再生可能エネルギーの活用や高効率設備等の導入を図る。・物品の調達に当たっては、グリーン購入を心がける。
省資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">・節水コマ等の節水型製品の購入を推進するなど、意識的に節水を励行する。・散水等では雨水の活用を努める。・作成資料の両面印刷を徹底する。・文書廃棄の際には、書類を綴じていたパイプ式ファイル等は処分せずに再利用する。・庁舎間の連絡文書等にはリサイクル封筒を使用し、繰り返し利用する。

(2) 公用車等

【基本方針】

公用車等の使用による二酸化炭素やメタン等の排出を削減するために、公用車等の燃料使用量の削減を図っていくものとする。

業務の多様化や業務量の増加、臨時庁舎の分散等のため、公用車等の所有及び使用はやむをえないところだが、低燃費車への更新やエコドライブの啓発と実践等を進める。なお、公用車等の効率的利用を図るとともに、公共交通機関の利用を推進する。

【具体的な取組内容】

項目	内容
低公害・低燃費車等の導入	・公用車の新規導入，既存車両の更新の際には，次世代自動車等の低公害車や低燃費車の導入に努める。
燃料の使用量抑制	・公用車を運転する際には，エコドライブを実施する。 ・近距離の移動は，徒歩や自転車等を利用する。 ・庁舎間，施設間の往來に公用車を使用する際には，相乗り等の工夫に努める。 ・タイヤ空気圧の調整，エンジンオイルの定期的な交換等の省燃費化に貢献する車両整備を実施する。
公共交通機関の利用促進	・バス，電車等の公共交通機関の利用に努める。 ・定期的に職員の通勤におけるノーマイカーデーを実施し，公共交通の重要性や優位性を啓発しながら，公共交通機関等の利用促進を図る。

(3) ごみ処理

【基本方針】

ごみ処理からの温室効果ガスの排出は，その大部分がごみの焼却によるものであり，ごみ減量化及びリサイクルの推進が最も効果的な温暖化対策の取組といえる。ごみ減量化の一環として，給食調理場等における食品残渣のリサイクル等を行うとともに，市民等に向けて，ごみ処理基本計画の改定に合わせ，より一層のごみ減量化・資源化を推進していくものとする。

【具体的な取組内容】

項目	内容
ごみ減量化・資源化の推進	・「ごみ処理基本計画」に基づき，市民生活及び事業活動におけるごみ減量化を推進する。 ・学校給食共同調理場などで食品残渣リサイクル事業に取り組み，ごみ減量化を図る。 ・紙類，ビン，缶，金属類は資源物としてリサイクルする。
ごみ処理施設等の効率的な運転管理	・設備の運転管理においては，計画的かつ効率的な省エネルギー運転に努める。
新ごみ処理施設の整備における環境配慮	・新ごみ処理施設等について，計画的な整備を行う中で温室効果ガス排出抑制を図る。

(4) し尿処理

【基本方針】

し尿処理における温室効果ガスの排出源で最も大きな割合を占めているのは、電気の使用量であるため、電気等の使用の抑制が効果的な取組となる。

第2期市役所エコプラン期間中に空調や脱臭方式を更新し、温室効果ガス削減に大きな実績を挙げている。今後は、老朽化した設備を更新することでエネルギー利用効率を改善し、温室効果ガス排出量を削減するものとする。

また、し尿処理量は引き続き減少傾向にあり、日常の運転管理におけるより一層の省エネルギー化を進めていく。

【具体的な取組内容】

項目	内容
省エネ設備等の導入	・老朽化した基幹設備を更新し、エネルギー利用効率を改善する。
設備の運転管理における省エネルギー化	・設備の運転管理における省エネルギーの取組を実施するとともに効率的運転に努める。

(5) 下水道

【基本方針】

本計画期間中における下水処理量は、公共下水道が整備された区域の拡大に伴い増加する見込みとなっていることから、温室効果ガスの排出削減は大変厳しい状況である。

下水道における最も大きな温室効果ガスの排出源である電気の使用に関しては、消化ガス発電装置の導入により、電力会社から購入して使用する電力を削減していく。また、計画期間中に高効率なトッランナー変圧器への更新を実施することで電気使用量の改善を行う。

これらの未利用エネルギーの活用及び設備の更新、そして運用の効率化を図ることで、省エネルギー化を推進し、温室効果ガスを削減していく。

【具体的な取組内容】

項目	内容
省エネ設備等の導入	・消化ガス発電装置を設置して発電を行うことで、電気使用量を削減する。 ・その他、設備の更新等に当たっては温室効果ガス排出削減に効果のある設備の導入に努める。
設備の運転管理における省エネルギー化	・設備の運転管理における省エネルギーの取組を実施するとともに効率的運転に努める。

(6) 水道

【基本方針】

水道は、これまでも安全な水道水を住民に提供しつつ、ISO 基準を達成する等、省エネや環境基準に対して高い意識を持って取り組んできた。

第3期計画においては、これまでに得た日常の運転管理における省エネルギーの取組のノウハウと新たに設備の更新等による高効率化を実施することで、温室効果ガス排出量の削減に取り組むこととする。

【具体的な取組内容】

項目	内容
省エネ設備等の導入	<ul style="list-style-type: none">・設備の更新等に当たっては、温室効果ガス排出削減に効果のある設備等の導入に努める。・再生可能エネルギー導入の検討を継続して進める。
設備の運転管理における省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none">・設備の運転管理における省エネルギーの取組を実施するとともに効率的な運転に努める。

4章 計画の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進体制としては、本市の地球環境問題の対策に関する事務・事業の推進のために設置された庁内組織である水戸市地球環境問題対策連絡会議を活用するとともに、本計画を実効性のある全庁的な取組とするため、地球温暖化対策責任者及び地球温暖化対策推進員を置く。

組織及び役職の役割については、以下のとおり。

(1) 水戸市地球環境問題対策連絡会議

本計画における意志決定機関で、副市長が統括する。各部長によって構成される組織であり、実績報告を受け、取組の有効性、妥当性を審議し、内容等の見直しを行う。

(2) 地球温暖化対策責任者

各所属に地球温暖化対策責任者（各課長、出先機関の長等）を置く。

地球温暖化対策責任者は、各所属等の事務・事業において温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、所属職員に対して、計画の周知徹底を図るものとする。

(3) 地球温暖化対策推進員

各所属に地球温暖化対策推進員（各管理担当課長補佐、出先機関の長等）を置く。

地球温暖化対策推進員は、各所属の燃料等使用量及び計画の実施状況を把握し、点検を行うものとする。

2 取組状況の点検・評価

環境課は、毎年度の当初に、各所属の地球温暖化対策推進員から、前年度分のエネルギーの使用状況等について環境負荷実態調査による報告を受け、計画への取組状況を取りまとめて点検・評価するものとする。

なお、計画に位置付けた各施策を実効的かつ継続的に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルを基本とした進行管理を行う。

3 計画の公表

本計画及び本計画に基づく実施状況についての報告書は、広報紙、ホームページ等を通じて毎年度公表するものとする。

4 職員に対する研修等

職員一人一人が計画の趣旨や内容を理解し、地球温暖化対策推進のために行動する必要がある。計画を実効性のある全庁的な取組として推進していくため、計画に関する情報の共有化や職員研修の実施を通して、全職員への普及・啓発を図るものとする。

(参考)用語解説

● 京都議定書 1 ページ

1997(平成7)年に京都で開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。先進締約国に対し、2008(平成20)～2012(平成24)年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990(平成2)年比で、5.2%(日本6%,EU8%など)削減することを義務付けており、排出削減量に京都メカニズム(柔軟性措置)を導入していることが特徴である。京都議定書は、途中アメリカなどの離脱もあったが、2005(平成17)年2月16日に発効となった。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) 1 ページほか

COP3で採択された京都議定書を受け1998(平成10)年に公布された法律であり、我が国に課せられた温室効果ガスの削減目標を達成するため、国・地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にし、地球温暖化対策の基本方針を定める等で地球温暖化対策の推進を図ることを目的に制定された。

● 低炭素社会づくり行動計画 1 ページ

「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」という長期目標を見すえ、2008(平成20)年7月に閣議決定されたもの。この中で、我が国の長期目標として2050年までに60～80%の削減を掲げている。

● 水戸市地球温暖化対策実行計画 -みと安心未来への^{トップ}CO₂プラン- 1 ページほか

温対法に基づく地方自治体実行計画(区域施策編)として、2012(平成24)年3月に水戸市が策定したもの。二酸化炭素の排出量を2020(平成32)年度までに1990(平成2)年度比で15%削減することを目標とし、市民・事業者・行政が一体となって温暖化の抑制に取り組んでいる。

● エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 8 ページ

経済の健全な発展のため、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることを目的として1979(昭和54)年に制定された法律であり、大規模エネルギー消費工場及び大規模オフィスビル等へのエネルギー使用量の定期報告及び中長期の省エネルギー計画の作成の義務付け、自動車の燃費基準や電気機器等の省エネルギー基準へのトップランナー方式の導入、エネルギー管理員の選任などが定められている。

● グリーン購入 9 ページ

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。これらの消費者の行動により、供給側である企業に環境負荷の少ない製品の開発を促す効果も期待される。

● クールビズ・ウォームビズ 9 ページ

クールビズとは、地球温暖化対策の一環として、夏のオフィス等の冷房を省エネ温度に設定し、それに応じてノーネクタイ・ノー上着などで軽装化することで、効率的に働くことができるビジネススタイルのこと。また、ウォームビズとは、冬のオフィス等の暖房を省エネ温度に設定し、暖かい服装を着用すること。

● **エコドライブ** 10 ページ

省エネルギー，二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法のこと。習得することで10%以上燃費を改善することができ，最近では，交通事故の減少にもつながるといわれている。

主な内容は，アイドリングストップ，経済速度の遵守，急発進や急加速，急ブレーキを控えること，適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

● **トップランナー** 11 ページ

省エネ基準や燃費・排ガス基準が，商品の中で最高の効率レベルであること。電気製品や自動車などの基準を，基準設定時に商品化されているもののうちトップランナー性能以上に設定し，商品全体の省エネ性能を向上させていく制度をトップランナー方式という。

● **消化ガス発電装置** 11 ページ

下水処理の過程で発生する下水汚泥はバイオマス資源として位置づけられ，その下水汚泥を嫌気性消化して得られる消化ガスを，発電に有効利用することをいう。化石燃料使用量の削減と同時に二酸化炭素排出量削減につながる。